

◎群馬県告示第257号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定し、令和6年11月1日から施行する。

令和6年10月18日

群馬県知事 山本 一 太

名称	区域	存続期間	禁止に係る特定猟具の種類
蕪川第二特定猟具使用禁止区域	伊勢崎市の一部で、蕪川左岸の河川管理用道路と市道（伊）9-484号線との交点（恵比寿橋北詰）を起点とし、同市道を南に進み蕪川右岸の河川管理用道路との交点（恵比寿橋南詰）に至り、これから同道路を蕪川上流方向へ進み（伊）9-252号線との交点（上蓮橋南詰）に至り、これから同市道を北東へ進み市道（伊）9-545号線との交点（上蓮橋北詰）に至り、これから同市道を南東へ進み市道（伊）9-513号線との交点に至り、これから同市道を南東へ進み市道（伊）9-514号線との交点（新竹橋）に至り、これから同市道を南東へ進み蕪川左岸の河川管理用道路との交点に至り、これから同道路を蕪川下流方向へ進み起点に至る線で囲まれた一円の区域（5.8ヘクタール）	永年	銃器

◎群馬県告示第258号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県中之条土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和6年10月18日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区間	変更の前後別	敷地の幅員メートル	延長メートル
県道	高崎東吾妻線	吾妻郡東吾妻町大字厚田字田中1096番地先から同郡同町大字同字橋詰1183番地先まで	前	13.0～20.9 15.3～22.8	180.0 219.3
			後	13.0～20.9	180.0

◎群馬県告示第259号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県安中土木事務所において